

令和3年度 認可保育所等整備事業者募集要項（分園）

認可保育所、幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園（以下「保育所等」という。）の分園設置を希望する整備事業者の募集を行います。

1 保育所等整備の方針

札幌市児童福祉法施行条例（平成24年条例第62号）、札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準条例（平成26年条例第50号）又は札幌市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成30年条例第2号）（以下、「条例」という。）及び札幌市私立保育所設置認可等要綱（以下「保育所認可等要綱」という。）、札幌市私立幼保連携型認定こども園設置等認可要綱（以下「認定こども園認可要綱」という。）又は札幌市私立認定こども園認定要綱（以下「認定要綱」という。）に定める設備・運営基準を満たす施設について、保育所認可等要綱、認定こども園認可要綱又は認定要綱（以下「認可要綱等」という。）におけるそれぞれ第3条の基本方針により整備決定を行うものとする。

2 募集内容・件数

(1) 補助事業（保育所等整備交付金を活用して保育所等の分園を整備し、令和4年4月1日までに開園）

ア 新築により保育所等の分園を整備する事業を対象とする。

イ 定員は原則29人とする（30人以上とする場合については、事前に相談すること）。

※ 新たに1号定員を設定することは認めない。

ウ 募集件数は、予算の範囲内で決定するものとする。

エ 募集地域は、中央区、北区、清田区、西区、手稲区の5区を対象とし、以下のホームページで公表している「区別・小学校区別の必要度一覧表」に掲げる地域内とする（設置位置等については下記6（注意事項含む。）に十分留意すること）。

【保育所等整備に係る小学校区別の必要度について】

<http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kosodate/jigyosya/jyukyubalance.html>

オ 以下の3から8に掲げる条件・要件を満たすこと。

(2) 自主事業（補助金によらず自主財源のみで行う事業、令和4年4月1日までに開園）

ア 定員は原則20人以上30人未満とする（30人以上とする場合については、事前に相談すること）。※ 新たに1号定員を設定することは原則として認めない。

イ 募集地域は、中央区、北区、清田区、西区、手稲区の5区を対象とし、以下のホームページで公表している「区別・小学校区別の必要度一覧表」に掲げる地域内とする（設置位置等については下記6（注意事項含む。）に十分留意すること）。

【保育所等整備に係る小学校区別の必要度について】

<http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kosodate/jigyosya/jyukyubalance.html>

ウ 以下の3から7に掲げる条件・要件を満たすこと。また、以下の8に掲げる条件・要件についても原則満たすこと。

(3) その他

応募状況等を踏まえて、募集内容を変更する場合がある。

注意事項（必ずお読みください）

- 1 本募集要項による整備事業に応募する事業者は、自ら、子ども・子育て支援新制度や関係する法令等の把握に努めてください。
- 2 保育所等整備交付金の対象事業とならなかった場合や本市の予算が成立しない場合には事業化されないため、このことにより事業者が損害を被ったとしても本市においては一切その責を負いませんので、補助事業に応募する事業者は、この点について、あらかじめ了承のうえ、認可保育所等整備計画書を提出してください。
- 3 令和4年4月1日までに開園が困難な特別な事情がある場合は、個別にご相談ください。
- 4 本募集要項及び関連資料については、令和2年11月現在の法令を踏まえて作成しています。
- 5 提出された書類は返却いたしません。また、資料作成等に係る費用については、事業者負担となります。
- 6 本募集要項に定めのない事項については、札幌市の指示に従うものとします。

<参考 内閣府の子ども・子育て支援新制度のHP>

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>

3 申込資格

現に札幌市内で認可保育所、幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園を設置・運営している法人。

4 申込書類

指定する期日までに「認可保育所等整備計画書」及び「保育所等整備に係る事前協議書」（必要な添付書類を含む）を提出すること。提出方法については、提出方法については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、郵送による申請を原則とする。なお、郵送の遅延等により提出期」限を経過した場合は、理由を問わず受理しないため、余裕をもって提出すること。

【期限厳守（必着）】

- (1) 認可保育所等整備計画書

提出期限：令和2年12月18日（金）17時必着

※ 整備地域（物件）が未定の整備計画については、書類は受理しない。

- (2) 保育所等整備に係る事前協議書及び必要添付書類一式

提出期限：令和2年12月25日（金）17時必着

事前協議書及び必要添付書類一式が整っていないものは受理しない。また、上記(1)の整備計画書を期限内に提出した場合に限り、提出することができる。

5 整備計画の審査及び決定

下記のとおり審査を行った上で、札幌市子ども・子育て会議認可・確認部会において審議し、提出された整備計画を決定する。

(1) 審査の基本的な方針

事業者による整備計画については、上記4により提出のあった「保育所等整備に係る事前協議書」及びそれに関する添付書類をもとに、条例及び認可要綱等に定める基準に加え、認可保育所については共通審査基準（※）に基づき、札幌市において事前審査を行い、原則として、計画件数に応じ以下の整備区分の順に選定する。

【整備区分による選定の順】

- ・既存幼稚園などからの幼保連携型・幼稚園型認定こども園への移行
- ・保育所の増改築
- ・幼保連携型認定こども園の新築・幼保連携型又は保育所型認定こども園の分園新築
- ・保育所の新築・賃貸・分園新築
- ・地域型保育事業の新築

※ 以下の「保育所整備の共通審査基準」の審査事項8項目のうち1項目でも不適当な項目があると市長が認める場合は、設置者として選定しない。

- ① 各種保健福祉計画等との整合性
- ② 設置地域における当該施設の必要性
- ③ 用地の確保状況
- ④ 計画施設の基本プラン
- ⑤ 資金計画
- ⑥ 設置主体の事業実績
- ⑦ 設置主体の役員構成
- ⑧ 準備状況

(2) 計画件数を超えた場合の整備計画の選定の順

(1)の【整備区分による選定の順】により選定を行った上で、必要度の高い地域から順に選定する。

なお、必要度が同じ又は同一地域での応募があった場合は、原則として個別審査基準により点数付けを行い、選定する。

6 設置位置等の条件

(1) 募集地域は、中央区、北区、清田区、西区、手稲区の5区を対象とし、以下のホームページで公表している「区別・小学校区別の必要度一覧表」に掲げる地域内とする。

【保育所等整備に係る小学校区別の必要度について】

<http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kosodate/jigyosya/jyukyubalance.html>

(2) 分園を設置しようとする地域における保育需要など、認可要綱等のそれぞれ第5条に掲げる事項及び以下の注意事項を考慮すること。

(3) 本体となる保育所等（以下「中心保育所等」という。）と分園の位置関係については、原則として近接していること。

なお、中心保育所等と同一敷地内に設置される施設については、分園とは認められない。

(4) 屋外遊戯場は、中心保育所等に分園分の必要面積が確保されている場合であっても、分園の敷地内に別途設けるよう努めること。

注意事項（必ずお読みください）

- 1 良質な保育環境の提供等の観点から、分園設置予定地が以下の地域に該当する場合には分園整備地域として望ましくないものと判断し、原則として除外地域とします。

<主な除外地域例>

- (1) 分園設置予定地の用途地域が「工業地域又は工業専用地域」の場合
 - (2) 分園設置予定地から 200m以内に児童の健全な育成に影響を及ぼすような風俗関係施設として、店舗型風俗特殊営業施設が所在する場合
 - (3) 100m以内に風俗営業施設（パチンコ店、ゲームセンター等）が所在する場合
 - (4) 既存の本園以外の認可保育所、小規模保育事業所、幼稚園及び本園以外の認定こども園等の位置関係から新規設置が必要でないと判断する場所（例として、本園以外の既存の保育施設等の周囲に近接する場所など）
 - (5) そのほか、保育所等の位置として適切でないと判断する場所
- 2 市街化調整区域では、保育所等についても建設を制限されており、整備を行うことはできません。
 - 3 整備予定地は、事業者が近隣住民に対する配慮や周辺環境の把握を行った上で決めるものとする。
 - 4 事前協議書類を札幌市に提出する前に、整備予定地の周囲に居住する住民などに対して、「札幌市が行う保育所等整備の公募事業に整備計画を提出する予定」であることを明示するとともに、整備予定の建物の規模・構造、定員、工事工程、保護者による園児送迎の駐車場所の確保状況などを示した資料の配布を行うこと。
 - 5 札幌市への事前協議書類の提出後においても、近隣住民に対して配慮するとともに、地域との信頼の構築に向け、整備計画に関する丁寧な情報提供・説明を行う必要があることに十分に留意すること。

7 土地の確保についての条件

保育所等用に供する土地については、原則、自己所有（新たに購入する場合を含む）とし、これを担保に供していないこと（今回の整備に当たって必要な借入に係るものは除くが、保育所等の安定的な運営を確保する観点から、根抵当権を設定することは認めない。）とする。ただし、以下の(1)～(5)の要件を満たす場合に限り、貸地での整備を認める場合があるが、事前に 13 に記載する担当部署に相談を行うこと。

- (1) 貸与を受ける土地について、地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記することが確約されていること。ただし、貸主が地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人又は地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体であると市長が認める場合に限り、地上権・賃借権の設定及び登記の確約を不要とする。
- (2) 貸与を受ける土地の賃借料が、地域の水準に照らして、適正な額以下であることを明示する資料（例として、不動産鑑定評価書など）を提出すること。
- (3) 貸与を受ける土地の賃借料を支払うための財源について、既存事業から継続的に財源が確保されているなど、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
- (4) 貸与を受ける土地及び建物の賃借料及び当該賃借料を支払うための財源が収支予算書に適正に計上されていること。
- (5) 社会福祉法人以外の場合、(3)の財源とは別途、当面の支払いに充てるための次に掲げる額の合計額の資金を安全性があり、かつ、換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）により保有していること。
 - ア 1年間の賃借料に相当する額
 - イ 1千万円（1年間の賃借料が1千万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額）を

基本として、事業規模に応じ、当該保育所が安定的に運営可能と市長が認めた額
(⇒詳細については、「認可要綱等」を参照)

ただし、事業用定期借地権などの契約の更新のない制度を利用する場合(補助事業は建物譲渡特約付借地権を除く)については、上記(1)～(5)に加え、以下の(6)及び(7)の条件を併せて満たすこと。

(6) 契約期間を整備する建物の財産処分制限期間(※)以上とすること。

※財産処分制限期間・・・木造 22 年、鉄骨造 19 年～34 年(鉄骨の厚さによる)、
鉄筋コンクリート造 47 年(いずれも開園日から起算)

(7) 契約期間満了に伴う保育所の廃止申請に当たっては、入所児童に係る処置を適切に行うこと
(閉園時に在園児が全て転園できる保証がないため、卒園まで在園できない年齢の児童の入所申込があった場合には、事業者において閉園時期を事前に説明し、了承を得ること。)

8 運営内容、構造等

(1) 定員

ア 補助事業

原則として 29 人とする。(30 人以上とする場合については、事前に相談すること。)

※ 新たに 1 号定員を設定することは認めない。

イ 自主事業

原則として 20 人以上 30 人未満とする。

※ 新たに 1 号定員を設定することは原則として認めない。

(2) 受入れ対象年齢

産休明け又は生後 5 か月から小学校就学前までの全年齢の児童が受入可能な施設とすること。ただし、規則性を設けて、中心保育所等の児童と分園の児童の受入れ体制を明確に分けている場合については、特定の年齢の児童を対象とすることができる。

中心保育所等も含めて、進級可能な定員設定とすること。

(3) 開所日について

月曜日から土曜日までとする(祝日及び年末年始(12/29～1/3)を除く)。

なお、休日保育を実施する場合の開所日は、年末年始(12/29～1/3)を除く毎日とする。

(4) 開所時間及び延長保育(時間外保育)について

午前 7 時開所、午後 7 時又は 8 時閉所の延長保育実施を原則とする。

(5) 一時預かり事業について

中心保育所等または分園で一時預かりを実施することとし、一時保育室の設置又は一時預かり事業を行えるスペースを確保すること。

(6) 構造及び設備

建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)及び消防法(昭和 23 年法律第 186 号)の定めるところに従うほか、条例及び認可要綱等の基準に適合する施設とする。

(⇒詳細については、資料集「札幌市認可保育所の施設の整備について(令和 2 年度版)」、「札幌市幼保連携型認定こども園の施設の整備について(令和 2 年度版)」を参照 ※ただし、調理室及び医務室については、中心保育所等に必要な面積の室及び設備がある場合においては設けないことができる。)

(7) 環境に配慮した施設整備

補助事業については、「環境配慮型認可保育所(エコ保育園)」整備に関するガイドライン(平成 21 年 10 月 20 日子ども未来局長決裁)に基づき、環境に配慮した設備や技術を取り入れる

こと。なお、自主事業についても、環境に配慮した保育所等整備を推進しているため、可能な限り環境に配慮した設備や技術を取り入れること。

(⇒詳細については、「環境配慮型認可保育所（エコ保育園）」整備に関するガイドライン」を参照)

(8) シックハウス対策

補助事業については、工事のしゅん工後に揮発性有機化合物6種類（ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン及びスチレン）の室内濃度測定を実施したうえで、厚生労働省が定めた指針値以下であることを確認できる書面を提出することを補助金交付条件の一つとする。

また、室内濃度測定は全室について行うことを原則としているが、一部を省略する場合は事前に札幌市の許可を得ることとする。ただし、乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室の濃度測定は省略することができない。

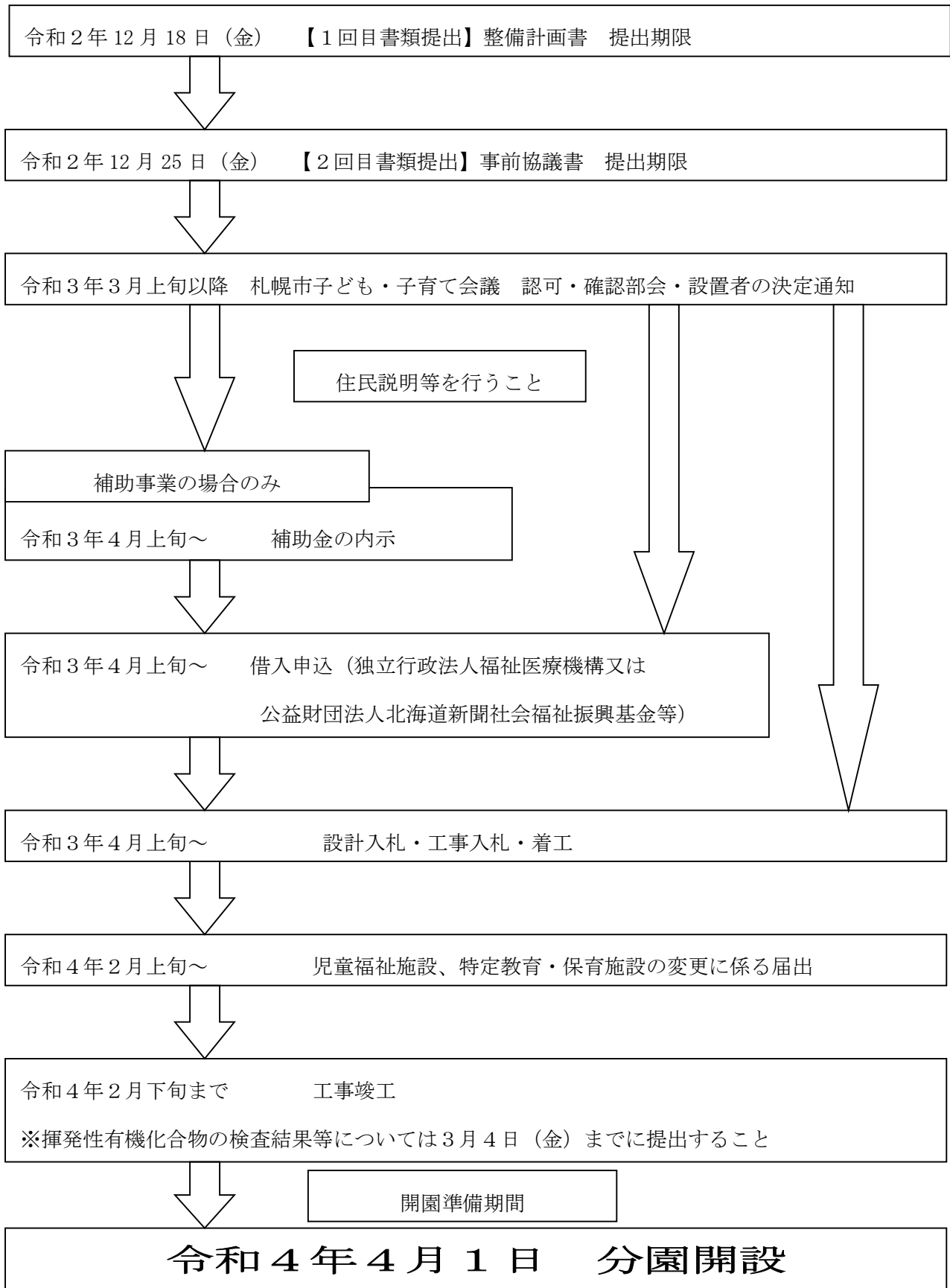
なお、自主事業についても、児童等の安全を確保する観点から室内濃度測定を実施し、結果報告書を提出すること。

※ 揮発性有機化合物6物質のうち、トルエンは指針値を超えやすいことから、溶剤や接着剤についてはトルエンを含有していないものの使用に特に努めること。

(⇒詳細については、「札幌市認可保育所等整備に係るシックハウス対策要綱」を参照)

9 保育所等分園整備のスケジュール（予定であり、変更の可能性あり）

令和4年2月下旬までに整備を完了させ、令和4年4月までに開園すること。なお、新型コロナウイルス感染症の状況により、スケジュールに変更が生じる場合がある。



※ 補助金の内示時期は、国のスケジュールによって変更となる場合があります。

10 財政的な支援・委託費（保育所等運営費）の弾力運用について

	保育所等整備事業	自主事業
補助金	<p>※ 以下の補助金については、国庫補助事業（保育所等整備交付金）の採択や札幌市の保育所等整備予算の成立を前提として、交付を行うものであり、国庫補助事業の採択や札幌市の保育所等整備予算の成立がない場合は、事業化されないので留意すること。</p> <p>保育所等整備交付金を活用した事業</p> <p>【補助条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計監理業者及び工事施工業者の選定は札幌市の入札規程に準じて行い、一般競争入札により行うこと。 <p>【補助対象経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本体工事費等 施設の整備に必要な工事請負費（設備整備費及び大型遊具整備費を含む。）、工事事務費（設計監督料を含む。）及び実施設計費。 <p>【補助額】</p> <p>定員 29 人の保育所等の分園を創設した場合で最大約 111,000 千円</p> <p>※ 上記補助額は「令和 2 年度保育所等整備交付金交付要綱」に基づく試算額。</p> <p>※ 実際の事業費によって補助額に変動あり（対象経費の概ね 3/4 が上限）。</p>	なし
借入金	<p>○独立行政法人福祉医療機構又は公益財団法人北海道新聞社会福祉振興基金を利用する場合</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人福祉医療機構 法人 ・北海道新聞社会福祉振興基金 社会福祉法人など <p>【利子補助】</p> <p>建物整備に係る利息のうち、利率 4.0%の範囲内で補助（原則、社会福祉法人に限る）</p> <p>※ 保証人不要制度に係る利子加算相当分は、補助対象外</p> <p>※ 土地取得資金に係る借入金に対する利子については、補助対象外</p> <p>○民間金融機関等からの借入れも可能であるが、元金及び利息の支払いに関しては一切補助を行わない。</p>	
委託費の弾力運用	<p>【弾力運用による借入金返済】</p> <p>一定の要件を満たす場合に、以下の金額の範囲内で弾力運用による借入金の返済が可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該会計年度内に償還に充当することができるのは、処遇改善等加算の基礎分に相当する額が上限 ・運営に支障の無い範囲で要件を満たした場合、委託費の 3 か月分に相当する額の範囲内（処遇改善等加算の基礎分を含む） <p>※ 民間金融機関から借入を行うなど利子補助の対象とならない場合は、元金のほかに利子の返済も考慮すること。</p> <p>(⇒詳細については、「子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」を参照)</p>	

11 保育所等整備用地に関する情報提供について

札幌市が不動産業者等から情報提供を受けた場合、保育所等整備用地を以下の札幌市のホームページにおいて情報を公開しますのでご参照ください

【保育所等整備用の土地・賃貸物件（建物）に関する情報提供】

http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kosodate/hoikusyo_tochi_tatemono_bosyuu.html

注意事項（必ずお読みください）

- 1 本市は、不動産業者から提供のあった土地に関する情報を提供するものであり、土地の売買等に関する交渉等に関して本市は一切関与しません。売買価格その他の契約諸条件に関する交渉・契約締結に関しては土地の所有者等と保育所等整備希望者の間で責任をもって行うこと。
- 2 本市が保育所等用地として情報提供した土地において整備者が希望する保育所等を適法に建築することができるかどうかなどについては、保育所整備希望者が責任をもって確認すること。
- 3 本市が提供した土地に関する情報に関連して何らかの損害が生じたとしても本市は一切責任を負いません。
- 4 募集件数を上回る応募があった場合は、「5 整備計画の審査及び決定」のとおり審査・決定しますので、本市が提供した物件を優先的に決定するということはありません。

12 書類の提出先及びお問合せ先

〒060-0051

札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館3階

札幌市子ども未来局 支援制度担当部 保育推進担当課 施設整備担当係

電話 011-211-2346 FAX 011-231-6221

13 添付資料

- (1) 保育所整備の共通審査基準
- (2) 保育所整備の個別審査基準（創設）